

独立監査人の監査報告書

平成17年5月20日

財団法人 若狭湾エネルギー研究センター
理 事 長 旭 信 昭 殿



代表社員 公認会計士、業務執行社員 小酒井雄三

当監査法人は、財団法人若狭湾エネルギー研究センターの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの平成16年事業年度の計算書類、すなわち、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人若狭湾エネルギー研究センターの平成16年事業年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同事業年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人若狭湾エネルギー研究センターと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上